

# 公益社団法人広島県薬剤師会保険薬局部会負担金納付規程

第1条 広島県薬剤師会保険薬局部会規程第5条の負担金は、本規程で定めるものとする。

第2条 保険薬局部会員（以下「本部会員」という。）の納付する負担金は、次のとおりとする。

ランク	1月あたり枚数	1月あたりの算定基準額	年間算定基準額	年間負担金
A	0～ 100枚	475円	5,700円	2,850円
B	101～ 200	665	7,980	3,990
C	201～ 300	1,520	18,240	9,120
D	301～ 400	2,565	30,780	15,390
E	401～ 500	3,800	45,600	22,800
F	501～ 600	5,225	62,700	31,350
G	601～ 700	6,840	82,080	41,040
H	701～ 800	8,645	103,740	51,870
I	801～ 900	10,640	127,680	63,840
J	901～1,000	12,825	153,900	76,950
K	1,001～1,500	14,250	171,000	85,500
L	1,501～	19,000	228,000	114,000

第3条 部会長は、毎会計年度の当初において各地域薬剤師会に対し、負担金の割当額を通知しなければならない。

- 2 割当額は、各地域薬剤師会所属の本部会員の当該会計年度の前年1月から12月までの、処方せん取り扱い枚数により算出した額とする。
- 3 負担金対象期間から本部会員となった本部会員の負担金の計算については、その期間（加入後、締切月まで）の処方せん総枚数を本部会員としての期間（月数）で除した枚数をもって算出した額とする。
- 4 本部会員が当年1月から当年3月までの間に退会した場合、負担金の納入を免除するものとする。

第4条 負担金は、各地域薬剤師会が本部会員から取り纏めて期日までに本部会に納付するものとする。

第5条 納入した負担金は、その理由の如何にかかわらず返還しない。

第6条 この規程の改正は、総会の決議を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成28年3月27日に制定し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 広島県薬剤師会保険薬局部会会費賦課納付規程は廃止する。

## 附 則

この規程は、平成29年3月26日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。

## 附 則

この規程は、平成29年6月18日に一部改正し、平成30年4月1日から適用する。